



2025年5月30日

各 位

上場会社名	北海道電力株式会社
代表者	代表取締役 社長執行役員 齋藤 晋
(コード番号	9509 東証プライム・札証)
問合せ先責任者	総務・環境部企業行動室
	法務グループリーダー 新居 和雅
(TEL	011-251-1111)

電気事業法の規定に基づく報告徴収への報告について

当社は、2025年4月28日、当社従業員による、北海道電力ネットワーク株式会社（以下、「北電ネットワーク」）が作成した、非公開情報^{※1}に該当し得る情報を含む資料の所持が判明した^{※2}ことを受け、電力・ガス取引監視等委員会より電気事業法の規定に基づく報告徴収を受領しました。

当社は、当該報告徴収に基づくアンケートや個別ヒアリングなどの調査を進め、本事案に関する事実関係、発生原因および再発防止策などについて取りまとめ、本日、同委員会へ報告しておりますので、お知らせいたします。

調査結果の概要については、別紙をご参照ください。

当社といたしましては、電気事業法および電気事業法施行規則等で定められた行為規制上、不適切な取扱いを行っていたことについて大変重く受け止め、行為規制等の法令遵守に係る監視・監督体制の強化を行い、今後は新たな管理体制の下、再発防止に努めてまいります。

※1：一般送配電事業者が営む託送供給および電力量調整供給の業務に関する公表されていない情報であって、小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業に影響を及ぼし得る情報

※2：電気事業法上、北電ネットワークの特定関係事業者（一般送配電事業者と同一グループ内の小売電気事業者、発電事業等）である当社は、非公開情報をその小売電気事業、発電事業等の業務において利用すること等が禁止されている

以 上

報告徴収に基づく調査結果の概要

2025年5月30日
北海道電力株式会社

1. 事案に係る調査の概要

(1) 事案判明の経緯

当社および北海道電力ネットワーク株式会社（以下、「NW」）の内部通報窓口への通報により、当社従業員が、数年前にNWが作成した非公開情報※に該当し得る情報を含む以下の紙媒体資料を所持していたことが判明しました。

No.	当社従業員が所持していた資料の内容
1	将来的な北海道エリアの系統構成の検討状況に関する資料
2	施工力確保に関するグループ会社との打合せ資料
3 - 1	送変電設備等を示した概略図 ①
3 - 2	送変電設備等を示した概略図 ②

※ 一般送配電事業者が営む託送供給および電力量調整供給の業務に関する公表されていない情報であって、小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業に影響を及ぼし得る情報。電気事業法上、NWの特定関係事業者（一般送配電事業者と同一グループ内の小売電気事業者、発電事業者等）である当社は、非公開情報をその小売電気事業、発電事業等の業務において利用すること等が禁止されている。

1. 事案に係る調査の概要

(2) 調査方法

当社従業員が資料 1 ～ 3 の紙媒体資料を所持するに至った経緯を明らかにするため、外部専門家へ付託し、同専門家のサポートを受けた以下の調査を実施しました。

➤ 個別ヒアリング

資料 1 ～ 3 の所持に関わった可能性がある当社従業員へのヒアリングを実施しました。

➤ 発電部門出身者を対象としたアンケート

資料 1 ～ 3 を当社発電部門の従業員が所持していたため、発電部門の従業員を対象としたアンケートを実施しました。また、アンケートの回答内容を踏まえた個別ヒアリングも実施しました。

➤ デジタル・フォレンジック調査※

資料 1 ～ 3 の所持に関わった可能性がある当社従業員を対象に、電子メール等の電子データについて、外部業者によるデジタル・フォレンジック調査を実施しました。また、この調査で判明した事実を踏まえた個別ヒアリングも実施しました。

➤ パソコン操作ログ調査

個別ヒアリングやデジタル・フォレンジック調査により判明した事実を受けて、パソコンの操作ログの調査を実施しました。パソコン操作ログ調査で判明した事実を踏まえた個別ヒアリングも実施しました。

※主に不正行為やコンピューター犯罪に関連して、パソコンやスマートフォンなどのデジタル媒体に保存されているデジタルデータを収集し、調査や分析を行う科学的調査手法。

1. 事案に係る調査の概要

(3) 調査結果

資料 1 ～ 2 を直接所持していたのは当社発電部門に所属していた従業員 3 名、資料 3 を直接所持していたのはこのうち従業員 2 名であり、資料 1 についてはNWから直接、資料 2 についてはNWの送配電工事の委託先グループ会社を経由し、資料が渡っていたこと、資料 3 についてはNWとの法的分離※以前に業務上の理由により共有されていた資料を法的分離の際に破棄すべきところ、破棄することなく所持し続けていたことが判明しました。

さらに、資料 1 ～ 3 の他に、当社従業員が非公開情報に該当し得る情報を含む以下の資料（いずれも電子データ）を閲覧等していたことが、個別ヒアリングやデジタル・フォレンジック調査を通じて判明しました。

No.	当社従業員が閲覧等していた資料の内容
4 - 1	送変電設備等を示した概略図 ③
4 - 2	札幌市内および近郊における変電所の増強計画等に関する資料

※ 2020年4月に、送配電網の中立性を確保し電力市場の公平な競争を促す観点から、電気事業法の改正に基づき当社からNWを分社。

2. 追加事案に係る調査の概要

(1) 調査方法

個別ヒアリングやデジタル・フォレンジック調査を通じて判明した、資料 4 - 1 および 4 - 2 を当社従業員が閲覧等するに至った経緯を明らかにするため、外部専門家へ付託し、同専門家のサポートを受けた以下の調査を実施しました。

➤ パソコン操作ログ調査

資料 4 - 1 および 4 - 2 は電子データであることから、当社従業員全員（役員を含む）のパソコンの操作ログを抽出し、データを閲覧していた従業員を特定したうえ、その操作履歴を調査しました。また、調査結果を踏まえた個別ヒアリングも実施しました。

➤ 個別ヒアリング

ログ調査の結果を踏まえ、資料 4 - 1 および 4 - 2 の閲覧等に関わった可能性がある当社従業員（退職者含む）へのヒアリングを実施しました。

➤ 当社全従業員（役員を含む）を対象としたアンケート

類似事案の有無を調査するため、当社従業員全員（役員を含む）を対象に、資料 4 - 1 および 4 - 2、その他の非公開情報へアクセスしたことがあるかどうかについて、アンケートを実施しました。

2. 追加事案に係る調査の概要

(2) 調査結果

当社従業員 2 3 名が、NWのポータルサイトを通じてアクセスし、NWの送電設備の故障や修繕に伴う停止等による当社発電設備への影響を確認したり、自己の電気事業に関わる知識を研鑽する目的で、資料 4 - 1 を閲覧等していたことが判明※しました。

また、当社従業員 1 2 名が、当社とNWとの共有サーバーにアクセスし、当社が過去に検討していた事業に関連するNW側の事情等に興味をもって、資料 4 - 2 を閲覧等していたことが判明※しました。

加えて、本事案に係るアンケート調査等により、NWが作成した非公開情報に該当し得る資料（送変電設備等を示した概略図等）の閲覧等が疑われる当社従業員をさらに 1 2 名確認しています。

※ 現時点ではアクセスできない状態であることをNWに確認済である。

3. 発生原因および再発防止策

<従業員意識変革、理解度の向上、健全な企業風土の醸成>

- 従業員同士の個人的な関係における情報のやり取りの中でも、行為規制違反が生じ得るという意識が希薄だったこと、法的分離後の一定期間、一部の業務においてNWとの情報連携の体制が十分に整備されておらず、そのような中で、電力の安定供給に関わる情報閲覧等であれば、発電事業における競争環境への影響は生じない、もしくは軽微という認識の甘さがあったこと等が認められるため、社員の意識変革や行為規制に関する理解度向上に向けた再発防止策を講じていきます。

発生原因

行為規制に関する教育が十分でなかったこと

従業員同士の個人的な関係における情報のやり取りの中でも、行為規制違反が生じ得るという意識が希薄だったこと

法的分離時における資料の取扱いに関する指示が徹底されていなかったこと

電力安定供給に関わる情報閲覧等であれば行為規制上の問題が生じにくいという認識の甘さ

再発防止策

- ・ 人事異動集中月における注意喚起メッセージの発信
- ・ 社長メッセージの発信、職場内での意見交換の実施
- ・ 行為規制遵守に向けたコミュニケーション活動の強化
- ・ 行為規制遵守に特化した教育・研修の実施（階層別）、ケーススタディー等を交えた教育・研修の実施
- ・ 各部門の業務実態に即した教育・研修の実施
- ・ 行為規制相談窓口の設置
- ・ 行為規制相談事例集の作成
- ・ 行為規制専用ポータルサイトの作成

3. 発生原因および再発防止策

<情報連携・情報管理体制の強化>

- NWの情報のアクセス権限設定に不備があったことが確認されたため、NWとの情報共有サーバーを分割します。また、法的分離後の一定期間、一部の業務においてNWとの情報連携の体制が十分に整備されていなかったことから、安定供給に関わるNWとの情報連携体制を再点検するとともに、運用状況を定期的にモニタリングします。

発生原因

アクセス権限の不備、
情報連携体制の不備

再発防止策

- ・ ポータルサイトや共有フォルダを含めたNWとの情報共有サーバーの分割
- ・ NWの非公開情報の取扱いを検知する仕組みの構築
- ・ NWの非公開情報を所持していないことを確認する仕組みの構築
- ・ 安定供給に関わるNWとの情報連携体制についての再点検および定期的なモニタリングの実施

<チェック体制・対策の整備・強化>

- 現在の内部統制体制では、行為規制の法令遵守に係る監視・監督が不十分であったため、新たに行為規制遵守委員会を設置するなど、三線管理を基本としたチェック体制を強化します（詳細は9スライド参照）。

発生原因

行為規制の法令遵守に係る
監視・監督が不十分であった
こと

再発防止策

- ・ 三線管理を基本とした体制の強化
 - 行為規制遵守に関わる組織体制・責任者の明確化
 - 行為規制遵守委員会の設置
 - 外部有識者等の意見を反映する仕組みの構築
- ・ リスク評価・自己点検・モニタリングの強化
- ・ NWの非公開情報を含む紙媒体の資料を所持しないことを確認する仕組みの構築

3. 発生原因および再発防止策

<委託先に関する安全管理措置の強化>

- 当社およびNWの双方から業務を受託している委託先を通じて行為規制上の懸念が生じ得ることについて認識が不足していたこと、当該委託先に対する行為規制遵守の注意喚起や指導が徹底されていなかったことから、行為規制遵守が確保されるための安全管理措置を整備するとともに、当該措置が適切に運用されていることを定期的に確認する仕組みを構築します。

発生原因

委託先に対する行為規制遵守の認識不足、注意喚起や指導の不徹底

再発防止策

- ・ 安全管理措置の必要な委託先の特定
- ・ 行為規制遵守を含む秘密保持契約の設定などの安全管理措置の検討
- ・ 安全管理措置の遵守状況を確認する仕組みの構築（モニタリング調査等）

報告徴収に基づくこれまでの調査の結果、当社従業員 47 名※が非公開情報に該当し得る情報を所持・閲覧等していたことが判明しました。

当社は、電気事業法および電気事業法施行規則等で定められる行為規制に抵触し得る不適切な取扱いを行っていたことについて大変重く受け止め、行為規制の法令遵守に係る監視・監督体制の強化を行い、今後は新たな管理体制の下、再発防止に努めてまいります。

※各資料を重複して所持・閲覧等していた従業員も存在していることから、各資料の単純合計とは異なる。

(参考) 三線管理体制の強化

企業倫理委員会

委員長：社長執行役員

委員：副社長執行役員、人事労務部担当役付執行役員、コンプライアンス担当役付執行役員、外部有識者（顧問弁護士） 他

オブザーバー：監査等委員 他

助言・指導

報告

内部監査室

- ・第一線、第二線における法令遵守状況の適切性・実効性を監視・検証・改善指示
- ・監視結果を取締役会その他の業務執行を決定する機関に報告

監視

(仮称) 行為規制遵守委員会

委員長：コンプライアンス担当役付執行役員

委員：第一線機関担当の部室長
総務・環境部企業行動室長

事務局：総務・環境部企業行動室法務グループ
オブザーバー：内部監査室長

- ・第一線における体制・仕組み、取り組み状況を各委員間で評価し、相互に提言を行うことで実効性の向上を図る
- ・行為規制遵守体制の見直し、取り組みの徹底・強化のための改善策を策定、全社的活動の推進を図る

助言・指導

報告

監視・検証

指導・助言

外部専門家

社外弁護士

電気事業連合会
コンプライアンス推進本部

第三線

第一線

第二線

小売・発電・その他間接等部門

- ・業務執行箇所として、行為規制に関わる情報管理、法令遵守を適切に実施
- ・自己点検等を通じて、リスクの把握・評価および対策を実施

モニタリング

総務・環境部企業行動室

- ・行為規制に関わる法令遵守体制を整備
- ・第一線の自己点検結果に基づく業務執行状況の点検および評価、第一線が講じる対策に対する助言・指導により、体制の見直し・強化を実施

ログ等の提供

情報通信部

- ・アクセスログ・操作ログ等の採取